

農林水産部門における公共事業の関係業者の皆様

公共事業に関する事務※を進める際の
受注者に対する発注者の心構えを定めました



※農業水産局及び農林基盤局が所管する公共事業の工事・委託業務及び関係事務

農林水産部門ウィークリースタンス

- ① 休日明け日（月曜日等）を期限とした依頼は控える
- ② 休前日（金曜日等）の依頼は控える
- ③ ノー残業デーにおける勤務時間外の依頼はしない
- ④ 依頼内容に見合った作業期間を確保する
- ⑤ 勤務時間終了間際の打合せ・現地立会は控える
- ⑥ 打合せ時間は1時間以内を基本とし
 効率的な打合せ（WEB会議の率先活用）を実施する

...	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	...
...	依頼を控える		依頼期限の設定を控える					依頼を控える		依頼期限の設定を控える	...	
勤務時間終了間際の打合せ・現地立会は控える												

- 取組内容について、着手時に受発注者間で確認・調整してください
- 緊急を要する依頼・打合せ及び現地立会の場合は、例外とします

以上のスタンスを認識した上で

働き方改革の実践に努め
誰もが働きやすい職場環境づくりを目指します

本取組への御理解・御協力をお願いします

お問合せは、監督員又は農林総務課農林技術管理室（☎052-954-6401）まで

農林水産部門ウィークリースタンス

1. 趣旨

農林水産部門（農業水産局及び農林基盤局）が所管する公共事業に関する事務を進める際の受注者に対する発注者の心構えとして、「ウィークリースタンス」を定めることにより、働き方改革の実践（時間外労働の抑制等）に努め、建設業に従事する誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 対象

農林水産部門が所管する公共事業の工事、委託業務及び関係事務

3. 取組方法

4に示す取組内容について、着手時の打合せにおいて受発注者間で確認・調整の上、取組の実践に努める。

4. 取組内容（ウィークリースタンス）

- (1) 休日明け日（月曜日等）を期限とした依頼は控える
- (2) 休前日（金曜日等）の依頼は控える
- (3) ノー残業デーにおける勤務時間外の依頼はしない
- (4) 依頼内容に見合った作業期間を確保する
- (5) 勤務時間終了間際の打合せ・現地立会は控える
- (6) 打合せ時間は1時間以内を基本とし、効率的な打合せ（WEB会議の率先活用）を実施する

※ただし、緊急を要する依頼、打合せ及び現地立会の場合は、例外とする。